

宴会・催事約款（ホテルプラザ神戸）

（宴会場・会議室・催事場の利用条件）

制定：2026年1月5日

ホテルプラザ神戸（以下「当ホテル」）

第1章 総則

第1条（適用）

- 当ホテルが提供する宴会・会議・催事・展示会その他のイベント（以下総称して「宴会等」）および宴会場・付帯設備（以下「会場等」）の利用契約は、本約款によります。
- 見積書、申込書、打合せ確認書、別紙運用規程等（以下「個別契約」）がある場合、個別契約が本約款に優先します（ただし法令に反しない限度）。
- 本約款に定めのない事項は、法令および一般に確立した商慣習によります。

第2条（定義）

本約款における用語の定義は以下のとおりとします。

- 「申込者」：当ホテルに宴会等を申込み、契約当事者となる者（法人の場合は当該法人）
- 「主催者」：宴会等の実施主体（申込者と同一の場合を含みます）
- 「関係者」：出席者、出演者、来場者、委託先、搬入搬出業者、警備等、申込者側に属する一切の者

第2章 申込み・料金・人数

第3条（申込み・仮予約）

1. 申込者は、開催日・時間・人数・目的・内容（演出、音量、持込、外部業者、撮影配信、危険物、アルコール提供等を含みます）・責任者・支払条件等を申告のうえ、当ホテル所定の方法で申込みを行うものとします。
2. 当ホテルが仮予約を受け付ける場合、当ホテルは期限を定めて本予約（契約）手続の完了を求めます。期限までに申込書提出・申込金入金等の手続がない場合、仮予約は失効することがあります。
3. 申込者は、申告内容に重要な変更が生じた場合、速やかに当ホテルへ通知するものとします。

第4条（契約成立・申込金）

1. 宴会等契約は、当ホテルが申込みを承諾し、当ホテル所定の申込金（内金）を受領した時点で成立します。
2. 申込金の額および支払期日は、当ホテルが宴会等の内容に応じて提示します。
3. 申込金は、取消料・変更料・実費等に充当し、残額がある場合は精算のうえ返金します。

第5条（支払・前払・遅延）

1. 当ホテルは見積金額に基づき、開催日前の所定期日までに前払を求めることができます。
2. 所定期日までに前払がない場合、当ホテルは契約を解除または催行を停止でき、申込者は取消料等を負担するものとします。
3. 追加発注、当日追加、延長等により増加した費用は、当ホテルが指定する期日までに精算するものとします。

第6条（宴会時間・準備撤去・延長）

1. 会場等の使用開始から終了までの契約時間（以下「宴会時間」）を定め、宴会時間には所定の会場料金を適用します。
2. 宴会時間を超過した場合、当ホテル所定の追加料金を申し受けます。次の利用状況等により延長をお断りすることがあります。

3. 準備・撤去時間の無料枠の有無、超過時の課金単位・金額等は、別紙「運用規程」によります。

第7条（有料人数＝最終人数確定）

1. 料理・飲料等を用意する人数（以下「有料人数」）は、開催日の所定期日までに確定し、当ホテルへ通知するものとします（期日は個別契約で定めます）。
2. 最終確定期限以降に人数が減少した場合でも、申込者は第15条別表Cに従い、減少分に応じた料金を支払うものとします。
3. アレルギー・宗教対応等の申告期限、席次・表記名・進行表等の確定期限も原則として本条の期限に準じます。期限後の対応は保証しません。

第3章 手配・持込・安全

第8条（指定業者・外部業者）

1. 装飾、音響照明、映像、余興、装花、司会、コンパニオンその他の手配は、原則として当ホテル指定業者により行います。
2. 申込者が指定業者以外へ依頼する場合、事前に当ホテルの書面承諾を要し、搬入搬出・養生・電源容量・音量・導線・安全管理等は当ホテルの指示に従うものとします。
3. 外部業者の入館に伴う事前届出、入館時間、作業範囲、腕章等の管理方法は別紙「運用規程」によります。

第9条（持込・持込料）

1. 飲食物・酒類・機材・景品・装飾物等の持込は、当ホテルの事前承諾を要します。
2. 持込料・抜栓料・検体提出・温度管理・提供方法等の条件は、別紙「持込規程」によります。
3. 持込飲食物に起因する事故（食中毒、異物混入、アレルギー事故等を含みます）は、当ホテルに過失がある場合を除き、申込者の責任と費用により解決するものとします。

第10条（禁止事項・安全確保）

1. 申込者および関係者は、法令・公序良俗に反する行為、危険物の持込み、賭博、風紀を乱す行為、近隣・他の利用者に迷惑となる行為、施設・什器備品の無断移動や改変、申込目的外の使用をしてはなりません。
2. 火器・スモーク・花火・ドライアイス大量使用・レーザー等の特殊演出は、当ホテル承諾および関係法令適合がない限り禁止します。
3. 当ホテルが安全確保のために必要と判断した場合、警備体制・動線・入退場管理・音量制限・中断等を指示できます。申込者は関係者へ周知徹底し、当ホテルの指示に従わせる義務を負います。

第4章 損害・免責・反社

第11条（損害賠償・原状回復）

1. 申込者および関係者は、会場等・什器備品等を損傷しないよう注意し、損害が生じた場合は当ホテルの指示に従い、修理・交換費用等を賠償するものとします。
2. 申込者は、外部業者その他関係者による損害についても責任を負うものとします。但し、申込者の関係者に対する指示に故意過失がなかったときには責任を負わないものとします。
3. 損害により会場等が使用不能となった場合、申込者は修理費等に加え、相当因果関係の限度で当ホテルの逸失利益（休業相当損害）を賠償するものとします。

第12条（免責・不可抗力）

1. 天災地変、行政指導、交通遮断、停電・通信障害、感染症拡大、その他不可抗力により、契約の全部または一部が履行不能または安全確保困難となる場合、当ホテルは中止・延期・内容変更等を行うことができます。
2. この場合の精算は、既に発生した実費、提供済み役務相当、外注キャンセル等を基準に協議して定めるものとします。

第13条（反社会的勢力の排除・解除）

1. 申込者および関係者が反社会的勢力に該当し、またはこれらと関係があると当ホテルが判断した場合、当ホテルは催行前後を問わず契約を解除し、入場制限・中止等の措置を取ることができません。

2. 前項により当ホテルに損害が生じた場合、申込者はこれを賠償するものとします。

第5章 取消・変更

第14条（申込者による取消・変更）

1. 申込者が宴会等の全部または一部を取消し、または期日・会場・内容を変更する場合、申込者は当ホテルに生じる損害（実費を含みます）を負担し、当ホテルは別表の取消料・変更料を請求できます。

2. 印刷物・特注品・外注費・配送費等、既に発生した実費は、取消料とは別に請求できるものとします。

3. 日程変更（振替開催）については、当ホテルが認めた場合に限り、別紙または個別契約の定めに従い、取消料の全部または一部を充当することがあります。

第15条（取消料・変更料：別表）

※個別契約で別段の定めがある場合は、その定めが優先します。

【別表 A：宴会（飲食を伴う）取消料】

取消の時期（開催日基準）	取消料
60 日前～31 日前	見積総額の 10% + 実費
30 日前～15 日前	見積総額の 20% + 実費
14 日前～8 日前	見積総額の 30% + 実費
7 日前～2 日前	見積総額の 50% + 実費
前日	見積総額の 80% + 実費
当日	見積総額の 100%

【別表 B：会場貸し（会議・展示等）取消料】

取消の時期（開催日基準）	取消料
60 日前～31 日前	室料の 50% + 実費
30 日前～15 日前	室料の 60% + 実費
14 日前～前日	室料の 80% + 実費
当日	室料の 100% + 実費

【別表 C：有料人数確定後の減少】

減少が生じた時期（最終確定後）	減少人数分の取扱い
最終確定期限後～前々日まで	減少人数分の 50%を請求
前日	減少人数分の 80%を請求
当日	減少人数分の 100%を請求

（重要）消費者契約への適用調整

申込者が消費者契約法上の「消費者」に該当する場合、取消料・損害賠償等は、当該法の趣旨に従い、当ホテルに生じる平均的な損害の額を超える部分は適用しないものとします。

第 6 章 その他

第 16 条（個人情報・撮影配信）

1. 申込者は参加者等の個人情報を適法に取得・利用し、当ホテルへ提供する場合は必要な同意を得るものとします。

2. 撮影・録音・配信は、権利侵害やクレームが生じないよう申込者が管理し、問題が発生した場合は申込者の責任と費用により解決するものとします。

3. 当ホテルはセキュリティおよび安全上の理由から、撮影範囲・導線・警備等の条件を付すことができます。

第 17 条（当ホテルによる解除）

当ホテルは以下の場合、催行前後を問わず契約を解除し、入場制限・中止等の措置を取ることができます。この場合、既に発生した費用は申込者の負担とします。

(1) 申込者または関係者が本約款・個別契約・別紙規程に違反したとき

(2) 法令・公序良俗に反する行為、迷惑行為、危険行為の恐れがあると当ホテルが判断したとき

(3) 当ホテルまたは従業員への暴力的あるいは執拗な要求、合理的範囲を超える負担要求、ハラスメント等があったとき

(4) 天災、施設故障等やむを得ない事由で会場等の提供ができないとき

第 18 条（準拠法・合意管轄）

1. 本約款は日本法に準拠します。

2. 本約款に関して紛争が生じた場合、当ホテル所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。